

一般社団法人前橋市薬剤師会会員規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人前橋市薬剤師会（以下、「本会」という。）定款第6条の規定に基づき、本会の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款5条の規定に基づき、正会員、地区会員、及び賛助会員とする。

第2章 入会等の手続き

(資格基準及び手続)

第3条 本会の正会員・地区会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別紙「第1号様式」の入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本会会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書に対し、本会は、定款に基づき審査を行い、入会の可否を決定し、申込者に別紙「第2号様式」により通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種類毎に、本会が管理する会員名簿（別紙「第3号様式」）に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を本会に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、「個人情報保護法」

に基づき取り扱わなければならない。

(会費等)

第5条 会費及び入会金等の金額やその支払方法、並びに納期については、定款7条第2・3項に規定し、別に定める会費規定による。

2 会費滞納に対する催告等に関する取り扱いについては、前項の会費規定による。

(退会事由及び手続き)

第6条 会員は、定款第10条の規定に基づき、退会届（別紙「第4号様式」）を提出し、任意に退会することが出来る。

2 定款第9条により、会員の資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

また、定款第11条により除名された場合、会員としての資格称号を前歴として

も使用することはできない

(再入会)

第7条 定款第9条の規定により会員資格を喪失したものが再入会を希望する場合にはその再入会理由を記した書面とともに、改めて第3条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会を希望する者に対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを再入会申込者に通知する。

ただし、退会の際、未納の会費等が有る場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会を認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は再入会を認めないこととする。

3 5年以内に再入会を希望する者に対し、入会金を免除することができる。

第3章 会員の特典

(会員の特典)

第8条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) メールリングリストに登録し、メール等による情報提供を受ける事ができる。
- (2) 本会ホームページの会員の頁に登録し、無料の会員向け職能等に関する情報提供を受ける事ができる。
- (3) 本会が主催又は共催する研修会、講習会等に参加する事ができる。
- (4) 本会の推薦する出版物を会員斡旋割引価格で購入する事ができる。
- (5) 会員については希望により「一般社団法人前橋市薬剤師会会員証」が発行される。
- (6) その他、本会が主催する行事に参加する事ができる。

第4章 補則

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の議を経て総会によりおこなう。

(委任)

第10条 この規定の施行に際し、必要な事項は会長が別に定める。